

平成 30 年度 大津市立唐崎小学校 いじめ防止基本方針（案）

はじめに

児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に「郷土を愛し、自ら生き方を切り拓く子どもの育成」を掲げ、唐崎を愛し、唐崎小に学ぶことに自信と誇りが持てる学校を目指し取り組んでいるところです。

しかし、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題となっています。そこで、唐崎小学校では唐崎幼稚園、唐崎中学校と連携し、平成 25 年度『唐崎のこども「いのちの学び」プロジェクト』として、幼小中と保護者、地域が協力して子どもを育てるカリキュラムを作成しました。このカリキュラムを基にして、学校園と保護者、地域が一体となって「いじめを許さない」地域づくりを進め、コミュニティー学園として「みんないっしょに」進める唐崎の子どもづくりに取り組んでいます。

いじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 3 条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「条例」という。）第 2 条に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

誰もが、いじめは児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであるとともに、責務でもあります。そのことを踏まえたいじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、児童が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、いじめを受けた児童については、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。そして、このことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。

① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、より良い人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

また、教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことへの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

加えて、児童の自主的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての児童が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

(1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・児童会活動における子どものアイデアを尊重した取組を推進する（スマイルグランプリ等）。・委員会によるイベント活動の開催（大縄大会、ドッジボール大会等）。それにとまなう教職員の支援をする。・代表委員会を開催し、全校へ周知、議論する場を設定する。・「却下照顧」の心を大切にして、委員会主体の靴そろえ運動を活性化する。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	<ul style="list-style-type: none">・人権やいじめ防止に関する標語やのぼりを作成する。・いじめ防止に関するスローガン、ポスター等を作成する。

(2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・全学級で命の尊さに関する道徳の授業を実施（11月参観）する。・発達に応じた読書活動を支援するため、読書環境の整備をさらに充実させる。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・人権意識を高める道徳の授業を実施する。
c	いじめ問題にかかる子どもの	<ul style="list-style-type: none">・コミュニケーションスキルを身につけるための授業を実施する。

	解決力を育むための教育の推進	
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	・いじめ問題や人権教育に関わる専門家による講演会や授業を実施する。 (2年：相談調査専門員による出前授業、5年：警察署員によるいじめ問題や人権教育にかかる授業、6年：弁護士によるいじめ問題や人権教育にかかる授業)
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	・日々の授業において対話活動を重視し、児童が互いに尊重し合い、学び合える学習活動を仕組む。 ・各学年、公開授業を行う。
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	・いじめ防止および人権に関わる作文を給食時間中に児童が放送で発表し、全校で考える機会を設ける。 ・アンケートの実施と教育相談月間として児童と懇談し話す機会を設ける。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・運動会での色別対抗応援や、たてわり活動を兄弟学年、クラスで実施する。 ・子どもの学びの連続性を意識し、保幼小中の校種種を越えた連携事業を推進する。 (体験入学、 体験授業 、部活動体験など)
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	・コンピュータ室の使い方や情報モラル(著作権、個人情報の管理等)について指導する。 ・6年：専門家による授業及びスマートホンに関するトラブル対応に係る授業を実施する。

(3) 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	・いじめ防止基本計画を4月に共通理解する。 ・教師のアンテナを高くしていくための校内研修を実施する。
b	学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策担当教員等の周知	・年度当初に児童、保護者、地域へ説明し、学校だよりやホームページ等で取組を周知する。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	・いじめ対策担当教員、生徒指導を中心としていじめ事案を把握し、担任が一人で抱え込むことのないように組織対応を進めるための助言を行う。 ・課題を抱える児童について定期的に会議をもち、担任・学年・学校として共通理解を図る。

(4) その他(学校独自の取組)

取組目標
・校内で「学び合い」の学習スタイルを推進し、学習を通じた児童のコミュニケーションスキルを高める。

② いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかと疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりせず積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

(1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	・学期に1回程度、いじめに関する 生活アンケート を実施する。 また、複数の教員の目で漏れの無いようにアンケート結果に目を通し、5年間学校で保管する。 ・ 2年次教員が担任する学級 にクラスマネジメントシートを実施する。
b	いじめ対策担当教員を中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	・定期的な対策委員会を開き情報集約に努め、指導の方針を検討する。 ・いじめが疑われる事象がおこった際には緊急に対策委員を招集し、組織的に対応を進める。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	・登校時に校門で見守りや声かけを進め、児童の様子を見守る。 ・児童会におけるあいさつ運動、 靴そろえ運動 、校内のパトロール活動を実施する。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・「教育相談W月間」を設け、児童と担任及び他の教員との個別面談を実施し、子どもの状況を把握する。 ・実施したアンケートで気になる点がある場合には、個別で面談し、校内で情報共有し早期発見に努める。 また、アンケートは複数の教員の目で確認し、見落としが無いようにする。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・日頃から家庭訪問や電話連絡において児童の様子を伝え、担任と保護者のコミュニケーションを充実させる。

		・教育相談日を周知し、保護者が担任以外や SC に相談しやすい環境を整える。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	・インターネット、携帯電話・スマートフォンによるトラブル等の現状や対応について啓発する。 (参観日に合わせ、6年生の児童とその保護者を対象に講習会を行う。) ・トラブルへの対応や家庭で安全に使うためのルールづくりについて講演いただく。

(2) いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	・週1回を基本に開催する。 ・必要に応じて緊急に開催する。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	・学年部会、生徒指導部会等で情報を共有し、組織的な対応や取組について検討する。 ・毎月、保幼小中連携会議を開催し、近隣校園の情報を共有する。

(3) その他（学校独自の取組）

取組目標
・教育相談W月間（5～6月、10～11月）を年間2回設け、給食時間や休み時間を利用し、担任と個別に面談する。

③ いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた（もしくは受けたと思われる）児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処します。

この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

(1) いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちにいじめ対策委員会を開き、指導方針、児童への支援内容等を検討して対応を進める。 ・ 事案の深刻化を防ぐため、学校だけでは対応が困難な場合には、関係機関との連携や専門家に助言を得ながら早期解決に努める。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聞き取りシート（IJM対策カード）を活用しながら、関係児童に丁寧に聞き取りをし、確認した事実を記録に残す。（5年保管） ・いじめ事案の解決に向けて、子どもや保護者の思いを尊重した対応に努める。 ・担任だけで抱え込まず、学年、学校として組織対応を進める。
c	ネット上のいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・加害児童への情報モラルに関する指導を保護者と連携して指導する。 ・関係専門機関に助言や指導をもとめるなど、解決に向けた対応を図る。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてアンケート調査や個別面談を行い、早急な実態の把握に努める。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・指導方針、指導内容、児童の様子等について適時適切に保護者に伝える。 ・解決後も保護者と定期的に連絡を取り合い、再発防止と本人・保護者への安心感につなげる。

(2) その他（学校独自の取組）

取組目標
<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童に対しては、心のケアを重点に置き、必要に応じて別室（学習室・相談室等）登校できる場所を設ける。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

①役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する。
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る。
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う。
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。
- ケ) R—P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

②構成員

(定例およびいじめ事案発生時のいじめ対策委員会:個別のいじめ事案の対応等を協議)

構成員は、従来の管理職、教務主任、いじめ対策担当教員、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカーの参加を得ます。

なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質上、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師等外部専門家の参加を得ます。

(拡大いじめ対策委員会:いじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価等を協議)

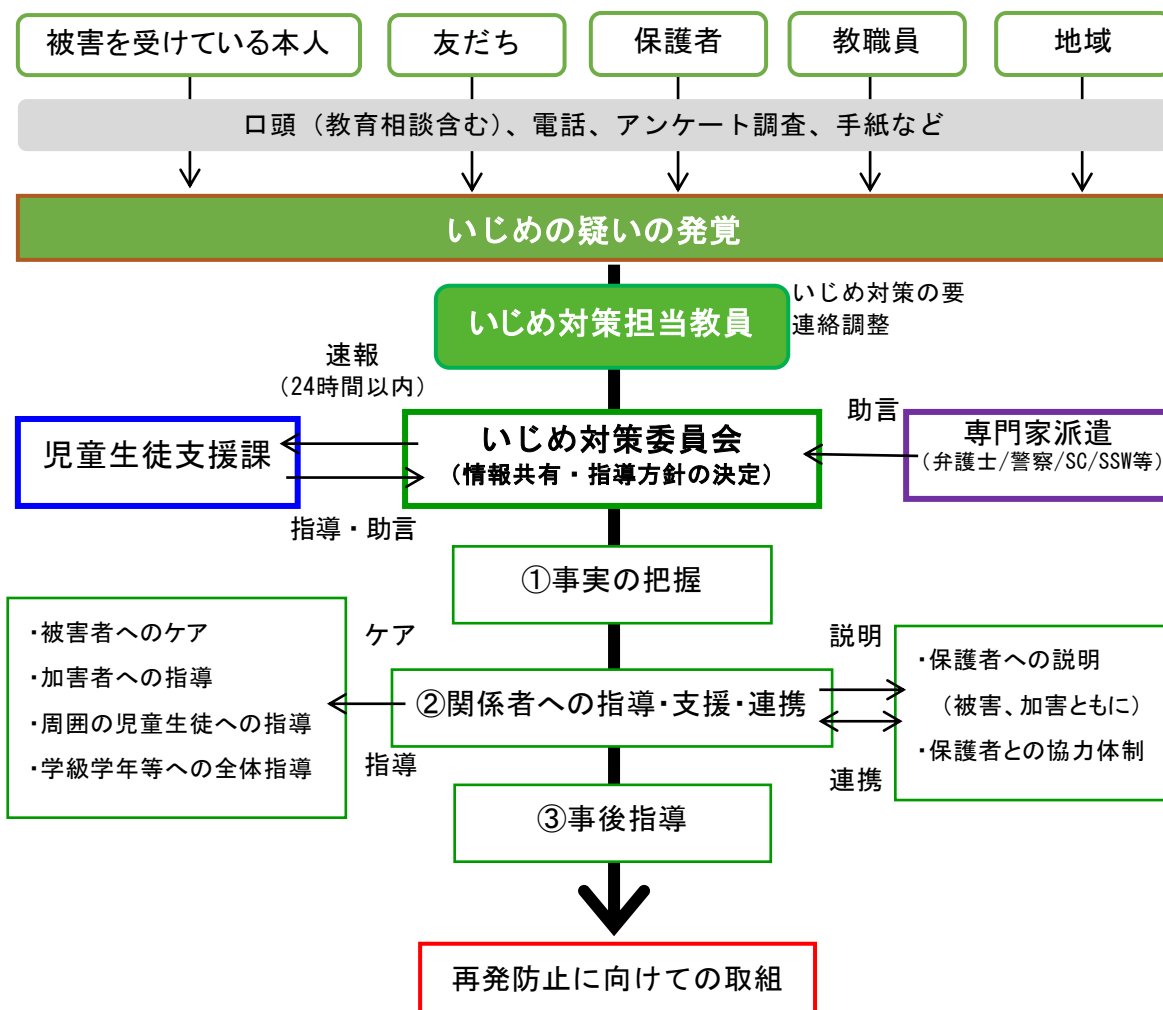
構成員は、本校のいじめ対策委員会に加え、自治連合会会長、P T A 会長、青少年育成学区民会議長、主任児童委員等の学校関係者とします。

尚、学校協力者会議と兼ねる場合もあります。

③関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生活づくり部会、仲間づくり部会、学びづくり部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

④いじめ事案対応フロー図



3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

① 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を自己評価します。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をR-PDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

② 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

※いじめの未然防止に関すること…① いじめの早期発見に関すること…② いじめの早期対応に関すること…③
いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	職員会議<児童生徒理解> (①・②・③) 学校間、学年間の情報交換、指導記録の引き継ぎ (②)	連携会議 (小中)
5	家庭訪問 (②) 教育相談 W 月間 (①・②) 4～6年 行動モニタリング調査 (①) →対策推進室	唐中ブロック合同会議 人権の花運動の取組 児童アンケートの実施 担任による教育相談実施
6	いじめ防止啓発月間 (①・④) 教育相談 W 月間 (①・②)	生活委員会による啓発放送とポスター制作 児童会による取組の実施 ・スマイルグランプリ
7	保護者懇談会 (④) 学校協力者会議[拡大いじめ対策委員会] (④) 心のつながりレター (②) →支援課	
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④)	情報モラル教育及びいじめに関する研修
9	夏休み明けの子ども達の変化の見取り (②)	児童アンケートの実施 保護者アンケートの実施
10	いじめ防止啓発月間 (①・④) 教育相談 W 月間 (①・②) 保護者懇談会 (④)	担任による教育相談実施 生活委員会によるポスター制作と標語募集
11	いじめ防止啓発月間 (①・④) 教育相談 W 月間 (①・②)	児童会による取組の実施 ・スマイルグランプリ
12	人権週間[人権意識啓発運動] (①)	生活委員会によるいじめに関わる創作劇の上演
1	冬休み明けの子ども達の変化の見取り (②)	
2	保護者懇談会 (④) 学校協力者会議[拡大いじめ対策委員会] (④)	児童アンケートの実施
3	保幼小中の情報連携のための連絡会 (①)	児童会による取組の実施 ・スマイルグランプリ
<p><年間を通じて> 朝のあいさつ運動、靴そろえ運動、トイレの環境整備 (①・②)、教室巡回 (①)、いじめ対策委員会 (①・②・③) <実施予定：以下については申請済み回答待ち> 2年：相談調査専門員による出前授業、 5年：警察署員によるいじめ問題や人権教育にかかる授業、 6年：弁護士によるいじめ問題や人権教育にかかる授業、専門家による授業及びスマーとホンに関するトラブル対応にかかる授業</p>		